

杖斃考

——清代中期死刑案件処理の一考察——

鈴木秀光

はじめに

清代、官憲が犯罪者を杖で叩き死に至らしめることを「杖斃」と呼んだ。杖斃は、律の規定からすれば、必ずしも明示的ではないものの、官憲が杖に借りて恣意的に人を死に至らしめたり、公務によるも法定でない杖により死に至つたなど否定的な行為(1)、あるいは公務でありかつ合法的に行われた杖で凶らずも死に至つたなど肯定的でも否定的でもない行為として捉えられていた(2)。しかし一方で、律の外に目を向ければ、例えば雍正帝が「杖斃と斬立決(3)は共に死刑である(杖斃与斬決同正法也)」と述べているように(4)、杖斃を死刑執行の一方法として肯定的な行為と捉える場合も存在した。

ところで周知のように、徒刑以上の刑罰を相当とするすべての案件及び刑罰が笞杖相当である命盜案件について、律例に定められた刑罰を科す場合、一、皇帝官僚制の末端に位置する州県官が犯罪事実を認定して準拠すべき律例を提示して上位者にもたらし、二、各上位者がその案件を再度審理し、

三、徒刑以下の場合には督撫が、流刑は刑部が(5)、死刑は皇帝が裁可するという三段階の手続を必要とした(6)。このような、刑罰を科すために皇帝官僚制内部で行われる一連の手続を、本稿では滋賀秀三氏の用語を借り「必要的覆審制」と称することにする(7)。

この必要的覆審制により科される死刑の執行方法は、律例に定められている絞・斬・凌遲処死であつて、そこに杖斃は存在しない。しかし上述のように、清代には杖斃を死刑執行の一方法と捉える場合もあつた(8)。本稿では、このような杖斃が必要的覆審制との関係においていかなる論理に基づき行われていたかを検討することを目的とする。

以下、第一章では、死刑執行の一方法としての杖斃の諸事例を紹介し、その内容の広がりを見る。第1節では、杖斃を行う際にどのような理由付けがされたかに着目して幾つかの事例を紹介し、第2節では、杖斃を選択する主体を皇帝と督撫・督撫と下僚に分けて考察し、選択された際の上位者の了解度も併せて検討する。また第二章では、必要的覆審制と杖斃との関係を考察する。第1節では、両者に対する皇帝の見

解を明らかにし、第2節では、臣下が採り得た選択肢とその論理構造を考察する。

なお、文中の「」内はすべて史料の原文である。

一 杖斃の内容分布

1 杖斃が選択された理由

本節では、杖斃の事例を、それをを行う理由付けに着目して幾つか検討する。

第一に、雍正七（一七二九）年に浙江省で起きた逆倫事件を見てみよう（9）。

該犯は元々瘋癲を患っており、度々発狂した。発狂して刀を持ち出したとき、母親謝氏が前に立ちはだかつて刀を奪おうとしたが、頭と額に切り傷を受けた。調べてみると治癒できるものであつて、死亡するには至らなかつた。

浙江総督は、この犯罪行為に対して、該当する律文である刑律闘毆「殴祖父母父母」律の「凡そ子・孫が祖父母・父母を殴れば、皆斬とす」に言及した上で、

今、趙聖千（犯人）が刀を持って母を傷つけたのは、元々瘋癲を患っていたからであるが、このような精神異常で人倫に悖る者を一刻も生かしておくことはできない（不可一刻姑容聖世）。もし県・府から罪状を固めて題本で上奏したら、却つて命を引き延ばしてしまう（若由県府成招具題、反使得苟延時日）。

として、この犯人を直ちに杖斃とするように既に県に命じた

〔臣等已飭該県、將該犯立斃杖下〕ことを奏摺で皇帝に報告した。それに対して、皇帝は「非常に正しい。まさにこのように処理すべきである〔甚是。応如是料理〕」という硃批を与えている。

ここで「県・府から罪状を固めて題本で上奏」するとあるが、これは必要的覆審制で死刑にする場合に必要とされる手続である。律の規定によるとこの犯人は斬立決となるため、その手続でも死刑にすることが可能な案件であつた。しかし総督は、それを「一刻も生かしておくことはできない」のに「却つて命を引き延ばしてしまう」ことになるとして退け、杖斃にするように県に命じている。従つて、ここでは手続に要する時間が杖斃を選択する理由になつていた（10）。

第二は、同じく雍正七（一七二九）年に浙江省で発生した匿名謗帖の事件である（11）。

陳渭浜は乍浦の脚夫頭で、以前から悪を為し、他人の財産を不法に占拠したり人を騙したりして、しばしば罪を犯していた。雍正五年に、臣の李衛と陞任海防同知之曹秉仁が風聞を聞きつけ、捕らえて枷号としたが、たちまち脱走して逃亡し、捕縛を厳命したが捕らえることができなかった。最近になつて密かに舞い戻つたが、以前訴え出た陳天祐等に恨みを抱き、報復したいと考えていた。その頃金文端は、巡檢衙門から姦通未遂の李漢亭を強引に保釈させたことで、乍浦理事同知之鄂善に上申されて処罰されることを恐れ、そこで陳渭浜と相談して匿名の謗帖を捏造した。

この謗帖の中に悖逆の文言があつたため、浙江總督はいかに処罰すべきか次のように述べる。

このような極悪の徒は、当然題本で上奏して律に按じて死刑にすべきである〔自応具題按律正法〕。しかし考えてみるに、乍浦は重要な港であり、往来する商人も非常に多い。もし悖逆の文言を明確に供述書〔供招〕に記載したら、外国人に伝わるかもしれない、妥当であるとはいえない。もし書き入れなかつたら、この犯人の罪状は明確にならず、供述を固めることが困難である〔難定爰書〕。臣らの見解では、このような悪習は、必ず一を殺して百を戒めるべきであり、そうしてこそ根絶することができ

るので、謗帖を清書した者と陳漕浜・金文端の三人を杖斃にしたい〔応否將此三犯、分於乍浦・平湖・杭州等處、立即杖斃示衆〕と奏摺で求めた。それに対し、皇帝は「非常に正しい。まさに外結すべきものである〔甚是。応外結者〕」という硃批を与えた。

この案件では、具体的な律文を明示していないものの、「当然題本で上奏して律に按じて死刑にすべきである」と、必要の覆審制でも死刑にすることが可能な案件であると明言している。しかしながら、そのような処理をするためには悖逆の文言を明確に記載しなければならず、もし記載したらその内容が外国人にまで伝わるのではないかと憂慮している。題本では機密が漏洩してしまうことは当時既に弊害として認識されており〔12〕、この場合、その弊害が杖斃を選択する理由と

なつた。

第三は、雍正三（一七二五）年に福建省で起きた強盗未遂事件である。この事件については、事件発生を報告する奏摺二件〔13〕と首犯の杖斃を報告する奏摺一件〔14〕があるが、福建巡撫は杖斃を報告する奏摺で事件概要を次のように述べる。

雍正三年八月に廈門の匪類郭興等の一案があり、林昂は貧しく頼るべきところがなかつたので、（郭興等の一案に）倣おうとして、陳鎮と相談して人を集めた。陳鎮は葉竜を引き入れ、更に葉竜を家に帰らせて人を集めさせた。林昂も自ら徐愷寧・涂廷・黄尾の三人を引き入れ、涂廷と黄尾に家の門首に榕樹の若枝を挿して目印とするよう依頼し、略奪する際に間違えないようにした。しかし、林昂が集めた者は陳鎮・徐愷寧・涂廷・黄尾のみで他の者を集めておらず、葉竜は家に帰ると病気になる、こちらも他の者を集めておらず、数人では事を起こすことができないため、入城して略奪する機会がなかつた。ところが、黄尾と涂廷は家に帰っており、林昂が他の者を集めていないことも葉竜が病気になることも知らなかつたので、先に門首に若枝を挿してしまい、そこで官兵に捕らえられ連行された。

この事件は黄尾が連行されたことから発覚したが、発覚当初は連行された者が「妄扳」、つまりデタラメを言つて関係のない者まで事件関係者として引き込んで責任逃れをしようとしていた。最終的に首犯と認定された林昂もまた、事件発生を

報告する奏摺によると「漳浦県城に入つて富戸を略奪しようとしたことについては、実に林棍が首犯である。林棍は監生で、旗布や器械はすべて彼の家にある」と供述しており、事件報告の奏摺ではこの供述を根拠として林棍なる者が首犯として扱われている。

福建巡撫は、その事件報告の奏摺において、

林棍等が衆を集めて武器を製造し、漳浦県城に入つて富戸を略奪しようとしたのは、実に本年八月二十五日に、廈門の匪類郭興等の一案が有つたからであり、このためにその風潮に乗じて事を起こそうとしたのである。もし重きに従い厳しく処罰しなければ〔若不従重嚴行究処〕、どうして奸人の肝を恐れさせることができようか。

と、嚴罰の必要性を述べるが、同時に、

この事件は奸徒が衆を集めて強盜を図つたものであるが、実際に強盜は行われておらず〔然実未上盜〕、廈門の郭興が公然と官兵を殺害したことは同じではない。

として、未遂であることを確認する。その上で、

事件内の首犯及び武器・犯人を隠匿した者については、直ちに該地で杖斃として〔即在該地立行杖斃〕その財産を没収し、その他の従犯は厳しく枷責として、その罪の軽重に従つて分別して長期間禁錮したい。

と皇帝に上奏してその許可を求めた。それに対して、皇帝は「非常に宜しい。ただし、少しも見逃してはならない。匪類を網から逃れさせて、書を良善に遺すことは、大いに陰徳を損なうことである。こうした虎を放つて山に入れるという偽仁

は絶対に行つてはならず、ただ厳しきのみを佳しとなす〔甚好。但一点寛縱不得。令匪類漏網、遺害良善、大損陰徳事也。將此等放虎入山之仮仁、万万行不得、只以嚴為好〕と硃批で述べた。これを受けて、およそ一年に亘る審理の結果、福建

巡撫は最終的に首犯と認定した林昂一名を杖斃にした〔即將林昂、押發漳浦県、杖斃通衢示衆〕。

この事件は、事件概要を見れば明らかな通り、強盜未遂の案件である。強盜未遂の首犯であれば杖一百流三千里となるであろうから〔15〕、流刑に止まり死刑に至らない。ここでは、必要的覆審制では死刑にできない案件について、死刑を科すために杖斃が選択された。

第四に、雍正九（一七三一）年に広東省で悪棍を杖斃とした事例を見てみよう〔16〕。

今、風聞を聞きつけるに、潮陽県の悪棍である蘇阿武、東安県の悪棍である嚴選、乳源県の悪棍である葉聯芳並びにその息子の葉清誠、恵来県の悪棍である黃高飛は、家に武器を蔵匿し、盜賊を匿い、善良な者や弱者を圧迫して、ややもすれば殺人や強姦や詐欺におよび、行わぬい悪業は無い。

このような悪棍をどのように処罰すべきかについて、広東巡撫は次のように述べる。

ただ捕縛して連行する際に、もし被害者や証人を召喚して集まるのを待てば、県・府・按察司から臣の所に至るまでに、転々と解審〔官僚が犯罪者を審理して、一件文書と共にその身柄を上級官庁に送致すること〕すること

になり、歲月がかかるのは免れない〔若待提齊受害實証、則由臬府司到臣、輾轉審解、未免耽延歲月〕。ましてや、彼らは悪を重ねること数十年にして一味は数百人であり、被害を受けた家も何千何百ではない。もし軋々と解審したら、被害を受けた民衆に累が及ぶことが非常に多く、更に疎脱の恐れもある〔若輾轉質解、受害之民、拖累甚衆、且恐疎脱〕。臣が考えるに、このような土蒙悪棍は人々が非常に恨んでいる者であるから、一たび審理して明らかになつたら、すぐに市曹に連行して杖斃にして見せしめにするべきである〔一經審明、即應提至市曹杖斃示衆〕。

この巡撫の提案に対し、皇帝は「宜しい。ただ『一たび審理して明らかになつたら、すぐに市曹に連行して杖斃にして見せしめにする』という論は、まさに慎重に為すべきである。恐らく有司は必ずしもすべてが公明の員ではない。もし冤抑や錯誤があつたならば、関係する所は小さくない〔好。但』一經審明、即提至市曹、杖斃示衆』之論、当詳慎為之。恐有司未必皆公明之人員。倘有冤抑錯誤、所関非細』』という硃批を与えている。この硃批を受けた広東巡撫は、省都に直接連行した悪棍をまず按察使に審擬させ、按察使が「光棍為首」例〔17〕で斬立決に擬罪した後、在省の司道各官と会審した上で杖斃にした〔以上各犯、司擬照「光棍為首」例決斬。隨即伝齊在省司道各官、公同會審：將各犯先後帶至馬頭、宣布惡款、杖斃示衆訖〕〔18〕。

この事例は、按察使が「光棍為首」例で斬立決に擬罪して

いるように、必要的覆審制で死刑にすることも可能であった。しかし、いざ最下層の州県から解審をするとなると、数多くの被害者や証人を呼び集めなければならず、それでは時間がかかる上に、被害者に更に累が及ぶことになってしまう。そこで、そのような事態を避けるために、広東巡撫は皇帝の意向を踏まえ、直接犯人を省都に連行して上述のような慎重な審理を経て杖斃にした。必要的覆審制で要する時間を考慮して杖斃が行われたことは既に例示したが、ここではその手続により多くの民衆に累が及ぶ可能性を考慮して杖斃が選択された。

最後に、雍正十三（一七三五）年に発生した広西省の強盗殺人事件を見てみよう〔19〕。

調べてみるに、太平府寧明州には安馬七甲の悪棍麻日斗がおり、彼は凶暴不法の徒であり、遺恨から、周錫公等を仲間にして、今年の三月十二日に、多数の者を引き連れて、保正の麻珀崑を縛り上げて殺害し、その死体を焼き、家財を搶奪して妻女を駆逐した。訴えが州にもたらされたが、麻日斗は天険に抛つて、差役を殴り抵抗した。このような犯罪行為に対し、両広総督はその地理的狀況を踏まえて次のように述べる。

調べてみるに、安馬七甲は元々鄧横寨であつて、勦平した後には新たに帰流した地方である。このような凶悪の徒は、審理して事実であれば、その罪は許すことができな。もし題本で上奏して刑部からの指示が来るのを待つて完結しようとして、該犯等を監禁すること長期間に亘

れば、恐らくその一味は情罪が重大であることを知ることになる。更に民衆を煽動すれば、かなりの騒動となる〔若俟題報部覆到日完結、將該犯等監禁日久、恐其夥党知情罪重大。更煽惑衆人、則滋事非輕〕。もし直ちに杖斃を執行すれば、残る一味は事件が既に完結したことを知り、幸いにも罪を免れることができたとして、敢えて軽拳妄動することもない〔如立印杖斃発落、則余党知案已結、自幸兔脱、不敢妄為矣〕。

そこで、首犯の麻日斗と加功の周錫公の二名を杖斃するように命じ〔飭將為首造意之麻日斗、加功之周錫公、即行当衆杖斃〕、そのことを奏摺で皇帝に報告した。これに対して、皇帝は「首悪を杖斃にして残りの一味に対して戒めとし、憐れみをかけて人心を伏せしむことは、処置として正しい。今後は注意して調査すべきであり、いい加減にしてはならない〔杖斃首悪以儆余党、憐伏人心、辦理亦是。向後切須留意稽查、毋得疎忽〕」という墨批(20)を与えている。

鄧横業とは、雍正期の改土帰流政策の過程で武力をもって頑強に抵抗した地域であり、清朝は雍正九(一七三一)年に軍隊を動員して鎮圧した(21)。いわば征服直後とも言うべき状況下で、保正という官僚ではないにしても清朝の支配体系として用いられた保甲制の長にあたる人物が殺害されたのであるから、単なる個人的怨恨を原因とした強盗殺人事件(刑律「強盜」律の条例によれば斬立決臈示(22))であったとしても、それを必要的覆審制により死刑にしようとするれば、従犯などの関係者が騒ぎ立てて不測の事態が起こる危険がある。

そこで、首犯や主要な人物のみを厳しく処罰して戒めとし、他の従犯などの事件関係者には憐れみをかけて処罰を見送るために、杖斃という手段が用いられていた。

以上、杖斃が行われた事例を五つ紹介したが、これらを見ただけでも、杖斃を選択する理由として、①必要的覆審制に要する時間を考慮して死刑の執行を早めるため、②必要的覆審制で用いる題本の性質に由来する弊害への考慮、③必要的覆審制では死刑にできない案件をより厳しく死刑にするため、④必要的覆審制を用いた場合に多くの民衆に累が及ぶことを避けるため、⑤必要的覆審制を用いることで不測の事態が発生することを避け主要な者のみを罰するためといった要因を見出すことができる。そして、これらに共通していることは、必要的覆審制を前提とした上で、それを用いることで発生する様々な不都合の対策として杖斃が選択されたことである。

2 杖斃を選択する主体

本節では、杖斃が選択された時、その判断は誰が行ったのかという判断主体の問題について、皇帝と督撫の関係、および督撫と下僚(23)の関係とに分けて検討するとともに、それぞれの関係において、杖斃が選択された際の上位者の了解度も併せて検討する。

まず皇帝と督撫の関係について見ると、前節において、①の事例で皇帝の判断を待つことなく督撫の判断において杖斃を命じ、皇帝に対しては杖斃を命じたことを事後的に報告する形態を紹介した。皇帝に事後的に報告する杖斃があるなら

ば、その手前には、同じように督撫の判断で杖斃したとしても、皇帝へ報告しない形態も存在したのではと想像するのが妥当であろう。

例えば、康熙四十二（一七〇三）年に福建省で発生した食料強奪事件で、督撫と提督が相談の上に首犯を杖斃とし（其為首戴慶・陳十二・劉愈・陳科・陳発等、会商督撫二臣、俱經有司杖斃示儆）、それを提督が事後報告した奏摺には、「事は細故に属するが、臣は地方に居るので、敢えて隠し立てをして皇帝陛下に報告しないことはいたしません（雖事属細故、臣身在地方、未敢隱瞞而不上聞）」とある（24）。案件処理を直接担当しない提督すらが「細故」と述べていることからすれば、当時の官界では、杖斃とは報告を要さない細故に属する事項と見なされていた可能性がある。

また、時期的に特殊なため一般化することは難しいが、入関直後である順治二（一六四五）年の順天巡撫の掲帖には、官職を詐称した謝朝傳なる者を死に至らしめた（問死於獄）ことに続き、

一年の間に、盜賊や悪徒で杖斃にした者は、実際にはまだ何人かおり、朝傳だけではない。もしこのような者を奴隸として流罪にしたら、その度に報復を思い、そうなれば巡撫や典史では如何ともしがたい。自ら省みて何ら誤りは無いので、故に疏を具して特にその事を述べることをせず、以て公論に質し法紀を明らかにしただけである（一年之内、賊盜奸宄、斃於杖下者、実尚有人、不止朝傳。若如此奴隸罪流、輒思報復、則巡撫官・典史不如

矣。自反無愆、故不具疏特述其事、以質公論昭法紀可耳。とあり、おそらく杖斃とされた謝朝傳とそれ以外の数名の杖斃について上奏していなかったことを述べる（25）。このように見ると、少なくとも清初の段階では、督撫が自身の判断で杖斃にして皇帝に事後報告をしない形態もあり得たのではないかと考えられる。

一方、事後報告する形態の先には、事後ではなく事前にも、すなわち杖斃の執行に先がけて皇帝の意思表示が見られる形態も当然存在する。

第一に、前節②の事例のように、督撫からの杖斃を求める奏摺に対して、皇帝が「非常に宜しい。まさに外結すべきものである（甚是。応外結者）」といった硃批を与えることで杖斃が行われる形態がある。

ただここで注意すべきは、奏摺に関する先行研究（26）が明らかにするように、奏摺とは個人的に官僚から皇帝に宛てた私信という位置づけであり、奏摺をもって皇帝官僚制内部における上奏としての題本に代えることや、官僚が奏摺および硃批の内容を他人に公開することはできず、督撫が奏摺で提案した内容を施行する場合には、奏摺に書かれた硃批を奉じた後に再度題本により上奏するか、部に咨してその判断を仰ぐことが必要とされたことである。従って、督撫がその職務上何らかの提案をする奏摺に対して皇帝から下される硃批は、その提案内容に対する皇帝の見解が述べられるものの、基本的にはその硃批をもって皇帝官僚制内部における上位者たる皇帝が下位者たる督撫へ提案内容の執行を直接命令するもの

ではなかった。杖斃の奏摺について言えば、事後報告の奏摺の殊批が執行命令にならないことは当然としても、事前に殊批で肯定する場合であっても、その殊批の文言を見ても、この事例の「甚是」、前節③の事例の「甚好」、更には「このような処理は、朕は実にそれを賞賛する〔此等料理、朕実嘉之〕(27)」といった表現が示すように、杖斃の提案に対して肯定的評価を与えているに過ぎず、具体的に督撫に杖斃を命じる文言ではなかった。つまり、殊批で肯定するにせよ、その杖斃自体はあくまで督撫の判断により行われていたと考える方が妥当である。

ところが第二に、更に進んで、諭旨により皇帝が杖斃を命じる形態もある。例えば、雍正十二(一七三四)年に、上江地方の会匪について、江南布政使から、

臣が考えるに、もし厳しく処罰して根本から取り除かなければ、ついには恐らくその場凌ぎの対応になって悪人をはびこらせることとなり、その蔓延は予測しがたい。

そこで、調査して事実であれば、首犯をそれぞれその場所で直ちに杖斃とし、その他の各犯は分別して発落するよう、皇帝陛下の聖恩により、督撫に密諭を下すよう懇請します(懇請聖恩密諭、督撫臣查実、為首之人即於各該処立行杖斃、其余各犯分別発落)。

と杖斃を提案する奏摺があり(28)、皇帝はこの奏摺に対して「この奏摺は賞賛すべきである〔此奏可嘉〕」という殊批を与えるとともに、他方で、「総督趙弘恩に命じる。新任の巡撫趙国麟とともに密かに調査を行い、実在の首悪については、数

名を杖斃にせよ〔著総督趙弘恩、会同新任巡撫趙国麟、密行訪査、将実在首悪杖斃数人(29)〕と江南総督に廷寄諭旨を下して杖斃を命じている。そして、この諭旨を受けた総督は、杖斃したことを奏摺で報告する際に「諭旨に遵つて直ちに杖斃した〔遵旨立行杖斃(30)〕と述べている。このように、案件処理に先立つて中心人物を杖斃せよという一般的な内容の諭旨を皇帝が下すことで、督撫に杖斃を行わせるという形態があった。

そしてこの一般的な諭旨による杖斃の先には、皇帝が個別具体的に特定の犯罪者に杖斃を命じる諭旨を下す形態が存在する。例えば、乾隆三十二(一七六七)年に江蘇省で発覚した僧侶の犯姦において、両江総督は次のように擬罪して奏摺で上奏した(31)。

今、該僧恒昭は密室を造つて婦女を留め、その上に韋・徐氏姑媳と姦通した。その情罪を考えるに、もし「僧道が姦を犯す」の本例に照らして加等して徒に擬せば、罪に抵てるには十分でない。たとえ「僧道が寺観内において婦女を刁姦する」の例に比照して内地に発遣したとしても、また戒めを示すには十分でない。そこで恒昭を伊犁に改発して、種地の兵丁に与えて奴とするよう請う。

〔今該僧恒昭營構密室、高留婦女、且將韋・徐氏姑媳同姦、核其情罪、若照「僧道犯姦」本例、加等擬徒、不足蔽辜。即比照「僧道於寺観内刁姦婦女」例、充発内地、亦不足以示儆。応請將恒昭改発伊犁、給種地兵丁為奴。〕

ここでの擬罪は、該当する条例である刑律犯姦「居喪及僧道

犯姦」律の条例(32)により杖六十徒一年とするのでは不十分であり、また礼律祭祀「褻瀆神明」律の条例(33)に比照して内地たる三千里に発遣して充軍にすることもなお不十分であるため、さらに加重して外地たる伊犁へ発遣するように求めるものである。この擬罪を、比附(34)の一形態ととるか、関係する律例を意識しつつも特定の律例に依拠することなく重く処罰しているところかは判断が難しいところであるが、いずれにせよ必要的覆審制の枠内での提案である(35)。

この擬罪の奏摺を受け取った皇帝は、次のような論旨を下した(36)。

高晋が上奏する江寧の不法の僧侶恒昭が民婦を誘つて姦通したことについて審理して擬罪する奏摺であるが、僅かに伊犁に改発することを求めるのみでは、その処罰は軽すぎる。このような淫乱な悪僧は久しく地方の風俗の害となつていたのであるから、一たび発覚すれば、直ちに杖斃して戒めを示すべきであるのに、どうして寛大に処罰しようとするのか。…この案件については、総督は直ちに諭旨に従い法を執つて処理して完結すべきであり、刑部に審理を求めてさらに文書を増やすには値しない(高晋奏審擬江寧不法僧人恒昭姦誘民婦一摺、僅請改發伊犁、所辦殊屬輕縱。此等淫惡劣僧、久為地方風俗之害、一經敗露、即当立予杖斃、以示懲儆、何得更為寬貸。…此案該督、即遵旨執法辦理完結、並不值交部核覆、更增讞牘也)。ここでは、必要的覆審制により督撫から皇帝へ上げられた上奏に対して、擬罪により導き出された刑罰がなお不十分であ

るとしてそれによる処理を否定し、督撫に杖斃を命じている。以上、下位者たる督撫と上位者たる皇帝の關係に着目してみると、杖斃には、督撫限りの判断で行われ皇帝に報告しない形態から、必要的覆審制に基づく督撫からの上奏に対して、その手続による処理を否定し、個別具体的に杖斃を命じる論旨を下すという形態まで、様々な形態が存在していた。

次に督撫と下僚の關係において、杖斃を選択する主体を考察する。

まず挙げられるのは、上で最後に見た、必要的覆審制による督撫からの上奏に対して皇帝が諭旨で杖斃を命じたのと同様の形態、すなわち省内において必要的覆審制により督撫にもたらされた案件を督撫が杖斃とする形態である。例えば、雍正十(一七三二)年に広東省で起きた搖族による強盜殺人事件に関する奏摺を見ると、搖族は鞭を恐れ斬殺を恐れない(「独搖人則畏鞭朴、不畏斬殺」)ことから、広東の督撫が強盜殺人犯を杖斃とした(「查趙雲秀、趙雲武、盤端賤三犯、強劫殺人、原無可寬。…將三犯、帶至大布村中、伝集搖甲、搖目、搖衆、立斃杖下、以儆衆搖」)頭末が語られている(37)。その中で、

該県、府、司道から、正犯を捕らえ贓物を確保し、各段階において審理して明確にし、律で擬罪をした上で身柄を上司に送り(督撫にまで)至つた(「抛該県、府、司道、起獲正贓、歴審明確、律擬招解前來」)。

という部分から、この案件が県から督撫まで必要的覆審制によりもたらされたことが判る。しかも、その督撫が、

趙雲秀は首犯であつて事件を首謀し、趙雲武は刀で事主の致命を三ヶ所斬りつけ、盤端賤は事主を銃殺しており、彼らは律の規定では斬立決となり、均しく法の宥しがたき所〔法所難宥〕である。

と述べていることからすると、この案件が原擬段階では「強盜」律により斬立決と擬罪されていたことが判る(38)。

そして次に、督撫の包括的命令を受けて下僚が杖斃を提案する形態もまた存在する。乾隆十七(一七五二)年に福建省の福鼎・霞浦二県で多発した食糧暴動では、福建巡撫は道台を責任者として現地へ派遣し、その際に「情況を斟酌して、相応しい対策を考え、務めて著名な首犯たる奸徒を捕らえて適切に処置し、その他は順次分別して擬罪せよ〔其酌量情形、相度機宜、務獲著名為首奸徒、妥協辦理、其余以次分別定擬〕」という包括的な命令を与えていた。この命令を受けて現地に赴いた道台は、

悪事を主唱して何度も強借や搶奪を呼びかけた陳士燮は、民衆の面前で杖斃にするよう稟請する〔稟請当衆杖斃〕。(悪行が)その次である奸徒は、先に百日間枷号とし、終了後に律に照らして充配し、遠近に畏怖するところを知らしめる。その他の案件については、分別して律に依りて治罪し、直ちに枷号とする。

という処置を稟で提案した。そしてこの道台は、督撫からの「議に照らして適切に処置せよ〔照議妥辦〕」という批令を受け、後日、杖斃したこと〔有寄居之寧徳県人陳士燮…已經提至街市、当衆立時杖斃〕を含めて自分の提案通りに処置した

ことを督撫に報告した(39)。

道台の対応は、基本的には派遣の際に与えられた命令に沿つたものであるが、その命令の内容を見ると、首犯と従犯以下で何らかの異なる対応を求めていたことが窺われるにしても、ここから巡撫が案件処理に先立って明示的に杖斃を命じていたとまでは言えない。ここでの杖斃は、督撫の包括的命令を踏まえつつも、あくまで下僚たる道台が判断し、それを督撫が肯定することで行われていた。

そして、この督撫の包括的な命令を受けて下僚が杖斃を提案する形態の先には、督撫と皇帝との関係と同様に、下僚が自己の判断で杖斃を先行して行つてしまう形態を見出すことができる。例えば、姚瑩という人物は、彼が知県在任中に行つた杖斃(彼の年譜によると嘉慶二十二〔一八一七〕年冬(40)について次のように述べる(41)。

董公(董教増)が閩浙総督の任にあつた時、漳州・泉州の二府で械闘や強盜が多発していたことを憂慮していた。自分は龍溪県の知県として、自ら主要人物五名を捕縛したが、事件について尋問すると、皆が数十件の犯罪を認めたので、その族長を召集し、公庭で詰問したところ、各々が状を具して処罰するように請うた。そこである日、彼らを杖斃にして死体を城門にさらした(「一日杖斃之、尸諸城門」。すると他の凶徒は恐れて皆県外に逃亡した。福建巡撫の史公(史到光)は、今回の処置が制度と異なつていたので疑問を抱いた(「巡撫史公、以不如制疑之」)。

福建巡撫がその処置に疑問を抱いたとすれば、少なくとも、

知県の姚瑩が督撫に対して事前に杖斃を提案し、その許可を得ていたとは考えられない。つまり、下僚たる姚瑩は自己の判断で杖斃を行っていた。

そして、もしこの杖斃が、巡撫が疑念を抱いたように最終的に否定されてしまえば、それは単なる下僚の専断でしかない。しかしこの場合、姚瑩の弁明の言を聞きつけた総督が、

独り董公のみはこれを聞いて佳しとし、地方官が漳州に行く度に、必ず「治法は姚瑩に聞け」と言った。また、逃案や凶案が数多く未解決のままであることを理由に、同安・漳浦・長泰の三知県の未解決案件も多いが、ただ知県の姚瑩は身を正して公務にあたり、寛と猛を兼ねて施すことで、ついに県内から械闘や強奪案件が無くなりました。

臣等は皇帝陛下の人材を愛惜する至意を慮り、一緒に弾劾することはしません」と述べた。

という対応を示し、彼の杖斃という処置に高い評価を与え、それを処分対象行為としては見なかつたどころか、有能な人材として積案による弾劾対象から除外している。従って、ここで杖斃は、下僚が自己の判断で行っているものの、督撫から見て処分対象とするような行為とは明らかに一線を画すものであった。

以上のように、督撫と下僚の関係においても、必要的覆審制により督撫にもたらされた案件を督撫が杖斃にする形態から、下僚が自己の判断で杖斃にしてしまう形態まで、幾つかの形態が存在したことが分かる。これに、先に検討した督撫

と皇帝との間の杖斃の形態を加えれば、結局、皇帝官僚制のどの階層においても自己の判断で杖斃にする場合があり得たことになる。しかも、更に上位者の了解度も考慮すれば、自己の判断という中にも、上位者が何ら関わらない下位者完結の形態から、包括的な命令などを踏まえて上位者の意向に添う形態まで存在した。このように見ると、一言「杖斃を選択する」といっても、判断主体と上位者の了解度を合わせて考えると、その内実は非常に様々であったことが分かる。

二 杖斃と必要的覆審制

1 皇帝の見解

前章で見たように、杖斃は必要的覆審制を用いることにより生ずる不都合の対策として行われていたが、具体的な手続を見ると、特定の段階まで必要的覆審制に乗る場合もあれば、終始離れている場合もあった。そして多くの場合、皇帝の個別具体的な命令という形態をとらずに死刑が執行された。それに対して、必要的覆審制で死刑にする場合、皇帝官僚制の末端にあたる州県から各階層で順次審理を繰り返す、最終的に皇帝が個別具体的に命令を下すことで執行された。それでは、皇帝官僚制の頂点にいる皇帝は、必要的覆審制による死刑と杖斃との関係について、どのように考えていたか。本節では、奏摺に付された雍正帝の硃批を検討する。

まず、雍正六（一七二八）年に浙江省で発生した搶火に関する奏摺を見よう（42）。この事件が発生した浙江省では、今までの火災の中には搶火と呼ばれる強盗を目的とした放火

があるとして、「もし敢えて今までのように放火をしたら、犯人は捕らえたら直ちに死に処して（即行処死）容赦しない」との布告を出していたところ、今回放火強盗をしようとした犯人を捕まえた。そこで浙江総督は、

臣が考えてみるに、斬立決の罪は強盗が最も厳しいが、強盗は一家に止まるもので、強盗されたといつても何も残らない訳ではない。放火をする凶犯の場合は、被害に遭う人戸は限ることができず、家屋財産はたちまち灰燼に帰して何も留めず、その上、常に人が焼死するという惨状がある。これは非常に極悪であつて、強盗・響馬と比べてもその罪は倍であるのに、律では斬監候と擬罪するに止まる（43）。もし例に照らして題本で上奏すれば（若照例具題）時間がかかつてしまい、それでは凶悪な者を戒めるのに十分でない。

という見解を示し、

もし罪状が明白で偽りがなければ、先に「放火した犯人は直ちに死に処す」と布告をした以上、民衆の信頼を失うことはできないので、この四人を放火の悪習があつた地域に連行して、その地の要衝で犯罪内容を大書して布告を出し、直ちに死刑にする（即行正法）ことを請う。

と奏摺で雍正帝に求めた。

雍正帝は、このような浙江総督の奏請に対し、

もし罪状が明白ならば杖斃することは構わないが、公に斬立決とすればどうして構わないと言えようか。或いは、浙江省の放火の悪習を例に照らして処断したのでは凶頑

を懲らしめるのに不十分であることを表明して、題本で奏請してその後に死刑にすることはまた適當である（若果情実、杖斃則可、公行斬決、如何其可。或将浙省放火悪習照例処分不足以儆兇頑之処声明、題請然後正法、亦属合宜）。

という硃批を与えている（44）。ここでは、杖斃、斬立決、律の規定では不十分であることを表明して題本で上奏して死刑にする三種類の方法が示されているが、三番目の方法は必要的覆審制により（おそらく比附といった形で）死刑にする方法である。その対比で考えれば、杖斃と斬立決は共に必要的覆審制に依らない方法である。そして、斬立決のみを否定していることからすれば、律例に明記されている斬立決を必要的覆審制に依らないで科すことについて否定していたことになる。従つて雍正帝は、擬罪をして題本で上奏する必要的覆審制と杖斃の二方法を死刑案件の処理方法として容認していた。

さらに別の史料を検討してみよう。これは犯罪者を杖斃にしたという事例ではなく、浙江総督がその地の武官である杭州將軍と不和になつたことを皇帝に稟明する雍正六（一七二八）年の奏摺である（45）。総督が軍隊の事務担当者侮辱した者を重枷としたところ、その侮辱した者を「直ちに死に処すべきである（該立時処死）」という意見があり、將軍はそれに同調して「総督は庇っている」と非難した。その非難に対して、総督は次のような見解を示す。

死に相当する罪を犯した者は当然死刑とすべきであるが、

たとえ非常に極悪で絶対に許すことができない場合でも、また必ず旨を請うことで初めて確定する。密かに非法を用いて監獄で死亡させたり、あるいは枷を繰り返し死に至らしめることは、これらは謀故殺と何が異なるであろうか。外省では督撫から州県に至るまで、皆この方法を用いる場合があるが、臣は常々この方法を用いることを了承せず、法に則つて重く処断した犯人が囚らずも死亡した場合を除いて、故意に軽々しく一命を殺害したことはない（但犯法応死者、自当明正典刑、即罪大惡極、不可姑容、亦必請旨方定。若暗用非法監斃、或翻枷致死、此与謀故殺人何異。雖外省自督撫以至州県、皆有行之者。臣生平從不肯為、除依法重処本犯邂逅身死外、未嘗用意輕戕一命）。

最後に述べる「法に則つて」以下の内容は、「はじめに」で述べた公務でありかつ合法的に行われた杖などで囚らずも死に至つてしまった場合を指すと考えられる。この総督は、非法により人を死に至らしめることは督撫から州県まで皆がやつていゝことであるが、自分は上記例外を除いて一度もやつたことがないと述べている。このような見解は、必要的覆審制に携わる官僚としては当然であり、何も特別なことを述べているわけではない様に思える。

ところが、この部分に雍正帝は次のような硃批を与えている。密かに非法を用いる方法は、もとより奏明することはできないが、杖斃で外結して民衆に示すこともまた固執し

てはならない。法の規定では死に処するに当たらない場合、直ちに死に処すべき犯罪者がいたとしても、題本で上奏して死刑を求めるとは難しい。たとえ題本で上奏して死刑を求めたとしても、情としては許すことができないうちでも、その罪は死に至らない場合もある。（このような場合）もし外結しなければ、それは正しくない。汝のこの論は公の中の私であつて、朕の論は私の中の公である。総じて言えば、専ら公という立場に立てばできないことはない。もし予めこうした見解を持てば、何らかの処理をすべき場合に事を誤ることになる。もし公であれば、謀殺や故殺をしても、鬼神が何のためにそうしたかと尋ねてくることに答えることができる。見識は広く生き生きとしていゝことが必要であつて、狭く停滞してはいけない（暗用非法、故不可奏明、杖斃外結以示衆者、亦不可固執。至於法事原不当処死者、若遇応立刻処死之人、又難於題請。便題請、有情不可恕而罪不至死者。若不外結則又不是矣。汝此論即中公私、朕之論即私中公也。總之、一公無事不可為。若預存此見、倘遇応料理者、則誤事矣。若為公、便謀殺故殺、亦可以对鬼神試問為何也。識見要広活、不可狹滯）。

ここでは、非法を用いることは論外としても、杖斃にも固執してはならないと述べた上で、必要的覆審制では死刑にすることができない場合でも、罪悪性が極めて高い場合は、外結で処理しなければならないとする。そして頑なに必要的覆審制で処理することを「公の中の私」、つまり手続的には何ら批

判されることのない公の方法を用いたとしても、すべての場合でそれを貫こうとすることは私であると批判する。その上で、公という立場であれば謀殺や故殺を含めて何でも行うことができる」と述べ、最後に、そのような公を判断する際の見識は広くかつ柔軟でなければならないとする。

ここで重要なことは、雍正帝はすべての場合において律例を適用した処断を求めてはいないことである。彼は、律例の規定では死刑に至らなくても、それが死刑相当の罪悪性を有する場合であれば、必要的覆審制に固執することなく死刑にすべきであると考え、その際には杖斃にするよう督撫に求めていた。そして、そのような判断の基準は督撫の見識に委ねており、その見識は広く柔軟であることを求めた。雍正帝にとつて、非法を用いることは論外としても、頑なに必要的覆審制で処理することもまた「私」として否定の対象となつた。従つて、雍正帝としては、犯罪に見合うだけの刑罰を科すことを第一に求め、死刑案件の場合、律例に規定されている斬などを地方官の専断で科すことは排除しつつ、題本で上奏する必要的覆審制と杖斃の二方法を等値する形で想定し、そのどちらを選択するかは督撫の見識に任せていたことが分かる。

2 臣下の選択肢

さて、前節で二番目に検討した雍正帝の硃批の中には、「杖斃で外結して」という文言があり、また前章一節②の杖斃を肯定する硃批の中にも、「まさに外結すべきものである」という文言があり、杖斃は「外結」と結びつけて用いられている。そこでまず、外結について考えてみよう。

一般的に、外結とは外省限りで案件を完結することである。反対に、案件処理に皇帝や部が関与(46)するものは内結と呼ばれる。司法関係では、例えば人命以外の徒刑案件は外結となり、督撫が批結することによって発落し、刑部に対しては季節毎にまとめて事後報告をするだけであつた(47)。また省内では、省限りで制度を交還する場合の理由として外結であることが挙げられたり、皇帝や部が関与する欽部命盜案件に比べて省限りで処理する自尽人命・賭窃雑案の案件処理が遅延することを説明する際に、前者は処分規定が存在する内結であるのに対し、後者は外結であるためと述べられることがある(48)。

すなわち、例えば強盜などの事件が発生した場合、その事件が発生した段階から管轄の官僚に疎防の罪が発生し、その官僚は一定の期限内に一定の犯罪者を捕らえれば免罪となるが、それができなかった場合、督撫は上奏してその官僚の処分を求め、再度一定の期限を定めて捕縛を命じることになつていた(49)。内結案件ではこのような処分手続が行われるため、地方官は真面目に対処したが、外結案件の場合、こうした処分手続が存在しなかつたため、真面目に対処しなくても地方官の進退には直接影響がなかつた。そして、ここから本来内結にしなければならない案件を外結として処理してしまう弊害が起こつた。強盜を窃盜としてしまう「諱強為窃」などはそれであり、これに関しては、順治元(一六四四)年の段階で既に「州県官が、もし盜案を隱避して報告せず、あるいは強盜を窃盜とした場合は、革職とする」という明確な処

分規定が存在しているにもかかわらず(50)、例えば雍正四(一七二六)年の湖南巡撫の奏摺に「考えてみるに、湖南省の旧習では外結にすることが多く、そのことにより奸民は法を守らず、悪賢い吏役は不正な金を受け取つて法を曲げ、官僚は怠慢に慣れ、ついには命案や盜案を隠匿するに至る(査湖南旧習、外結者多、以致奸民玩法、猾吏売法、有司習於怠玩、遂至諱命諱盜)」とあるように(51)、外結と結びついた一種の陋習、悪習となっていた。ただ、だからといってすべて内結にすれば良いかと言えばそうでもなく、彼は続けて「思うに、まさに外結すべきものを外結にしないことは、煩瑣なことで皇帝を煩わせる罪となる(蓋庇外結而不外結、便有瑣流聖聰之罪)」と述べている。

こうして見ると、肯定であれ否定であれ外結が語られる場合に着目されていることは、省から見て上位者になる皇帝や部が案件処理に関与しないという点にあったことが分かる。

外結とは、まさに「内」に対する「外」、すなわち案件処理に皇帝や部が関与する内結との対比で用いられる語である。

そしてこのように考えてみると、雍正帝が死刑案件の処理方法として提示した二方法は、手続的に見ると、案件処理過程で上位者たる皇帝や部が関与するかどうかという区分であり、前者が必要的覆審制、後者が外結という形で行われる杖斃であった。これを踏まえて再度杖斃を命じる諭旨を見ると、なるほど「刑部に審理を求めてさらに文書を増やすには値しない(52)」とか「該犯を直ちに杖斃せよ。題本で上奏するには及ばない(將該犯立予杖斃。不必題達)(53)」などといっ

た、案件処理の際に刑部や皇帝の関与を不必要とする類の文言が付されていたことに気付く。

そして、督撫と下僚の間で語られる杖斃についても、皇帝と督撫の間の如くそれを象徴的に示す外結のような語こそ存在しないものの、上位者が案件処理に関与しない構造を見出すことができる。

前章2節後半で見た督撫と下僚間における杖斃の三形態の中、まず下僚が自己の判断で杖斃にしている形態には、この構造を見出すことができる。また、下僚が督撫に杖斃を提案する形態においても、下僚の提案や督撫の批の文言を見る限り、その杖斃はあくまで下僚が判断するものであつて、督撫が関与するものではなかつたし、そのことは、下僚の提案が詳ではなく稟で行われていたことから想像できる。さらに、この案件を処理するに際し、督撫が犯人を親勘しなかつたことは注目に値する。著者は先に省内の解審について案件の内容や時期によつて変遷があつたことを述べたが(54)、しかし死刑案件に限定すれば、清代を通じて基本的に督撫までの解審、すなわち督撫による親勘が必要とされたと考えられる(55)。従つて、督撫が下僚からの杖斃の提案に批を与えることで済みます場合、その案件は下僚が処理するものであつて、上位者たる督撫は案件処理に関与しない構造が見出せよう。

しかもこの構造は、自己の判断で杖斃を行おうとする下僚の発想の中にも見出すことができる。実際に下僚が杖斃を行つたことを示す史料ではないが、康熙三十三(一六九四)年に書かれた、主に州県官を対象とした官箴書である『福惠全書』

には、

犯人が獄に入ると、その生命は獄卒の手に懸かつてしまふ。謂うところの「生かすも殺すもしばしの内であり、天に訴えても応じない」である。その死に致らしめる理由であるが、大悪人が僥倖により罪を逃れることを恐れて、直ちに病気の報告書を書く場合がある。…そのような大悪人をやむを得ず死せしむることは、本来、地方の為に害を除くことになるが、そのような便宜を凶悪の輩に任せて人を殺そうとする心胆を満たしてやるより、どうして公庭で杖斃して民衆とともにこれを除こうとしないのか。あるいはすでに上司に報告しており、堂々と殺害することに憚りがあれば、捕縛したときに直ちに厳しく体罰を加え、移送する際も更に厳しく打てばよい。移送の道中で護衛を多くすれば搶奪しようにもできず、稟で報告する際もその窮奇たることを克明に述べれば、上司もまた了解してくれるであろう。虎や豹が狝師の手にかかつて死ぬことに誰が憐れむであろうか。地方官は、このような処理の難しい事件があれば、周到な処置をすべきであり、獄卒に殺害させてはならない（犯人入獄、性命懸于獄卒之手。所謂「生死須臾呼天莫応者」也。其致死之由：有神姦巨蠹、恐其倖脱、而立取病呈者。：若其神奸巨蠹、不得已而死之、回為地方除害。但寄其權于兇惡之輩、以恣其殺人之心胆、固若公庭杖斃与百姓共棄之乎。或事経報上、未便顕誅、乃于捕獲之時、立加重創、繼于起解之際、更予嚴箠。沿途多其護送、則搶奪無所施、

具稟悉其窮奇、則上台亦相諒。虎豹死于狝人之手、誰復有見憐者哉。官長遇此難処之事、宜詳為区画、毋令此輩作僧子手可也。

とあり、大悪人をやむを得ず死に至らしめる場合は、獄卒の手に任せるのではなく公庭において衆人環視の下で杖斃にすべきと述べた上で、さらに上位者に報告しているために殺害することに憚りがある場合の対策を述べている（56）。地方の害を除くために便宜的に杖斃しようとしても既に上位者に報告しているために憚りがあるという話を逆にして言えば、上位者にさえ報告していなければその必要に依じて杖斃ができると考えていたと見ることができよう。ここにも、杖斃を行う際に上位者は案件処理に関与しないという構造が見出せる。従って、下は州県官から上は皇帝まで広く皇帝官僚制ヒエラルキーにおける上位者と下位者との関係として杖斃と必要的覆審制を考えてみると、前者は案件を上位者が関与することなく下位者限りで処理をする場合に用いる方法であり、後者は案件を下位者限りで処理せずに上位者にもたらず場合に用いる方法であった。皇帝官僚制の頂点にいる皇帝については、すでに滋賀氏が「法は皇帝を支配しない。逆に皇帝が法を支配していた」と述べているように（57）、律例などにとらわれることなく自由な判断を採り得たことが既に知られている。しかし、こうした杖斃の形まで視野の中に入れれば、たとえ皇帝官僚制の最末端にいる州県官であっても、自己の限りで処理すると決めさえすれば、皇帝が自由な判断を採り得たことと同様に、そこでは必要的覆審制にとらわれることな

自身の判断のみで死刑を行い得たということができよう。

このように考えると、官僚が何らかの案件を処理する際、最初にあるのは、それを自己の限りで処理するかどうかという選択であり、そこで自己の限りで処理すると選択したとき、その先に処理方法の一つとして杖斃があり、逆に自己の限りで処理しないと選択したとき、その先には精緻な必要の覆審制が存在していたと見ることが出来る。

もちろん必要の覆審制で求められる煩瑣な諸手続を考えれば、自己の限りで処理し得るのならそちらを選ぶ方が容易であるろうが、ただその場合には、皇帝から与えられた(従って官僚自身にとっては外的に存在している)権威を有する執務基準(58)が存在しないため、そうした処置をとることにより生じるあらゆる問題に自分一人で対処しなければならなかった。

例えば、官僚の処置に対して、民衆が上控や京控をする場合もあっただろうし、より直接的に暴動という手段に訴え出る場合もあり得ただろう。兵律軍政「激変良民」律(59)は、官僚が非法を行うことにより民衆を暴動に至らしめてその結果都市が陥落した場合、その官僚を斬監候とすることを規定しているが、杖斃のような執務基準に則らない処置の場合、この律で問題とされる非法としての側面を完全に払拭することはできなかつた(60)。また、民衆が行動を起こさなかつたとしても、上位者がそれを聞きつけた場合、その者を納得させるだけの申し開きを考えなければならなかつた(61)。皇帝もまた官僚の濫刑には神経質であり(62)、場合によってはそ

うした処置によって自分が死刑になる可能性すらあつた。上述の「激変良民」律以外でも、刑律断獄「故禁故勘平人」律(63)には、官僚が私怨からわざと民を尋問して死に至らしめた場合に斬監候とすることが定められており、実際にこの律が適用されて(免職とされた)知果が斬監候に擬罪されている例もある(64)。杖斃に限らず、審理の過程で人が死に至つた場合は、担当の官僚に対して何らかの判断が上位者より下されることになり、その際に本人がいくら身の潔白を主張しようとも、最終的に皇帝が「私怨から民を尋問して死に至らしめた」と判断すれば、その官僚は斬監候となつた。こうして見ると、単に自己の限りで処理すると言つても、実際にそれを行うとなると、相応の覚悟が必要であつたことが分かる。

ただ逆に、あえて必要の覆審制を用いずに自己の限りで処理し、それが時宜に適っていると上位者に判断されれば、有能な官僚として賞賛の対象となつた。例えば、上述の姚瑩は、時の総督から「治法は姚瑩に聞け」と言われる程評価されていたし、『清史稿』でも「治績は福建省で一番であつた(治行為閩中第一)」と賞されている(65)。また、杖斃の事例ではないが、知果が死刑相当の邪教案件を処理する際に必要の覆審制を用いず、逆に具限りで笞杖枷号と軽く処罰したことが、時の巡撫らに賞賛されたこともある(66)。

一方で、皇帝官僚制の頂点にいる皇帝が「専ら公という立場に立てばできないことはない。…もし公であれば、謀殺や故殺をしても、鬼神が何のためにそうしたかと思ねてくることに答えることができる」と言い、他方で、皇帝官僚制の末

端にいる州県官もまた「乱れた国を治めるには重典が必要である。政治を行うには成法に拘つてはならない〔刑乱国用重典。為政之道、不可拘于成法也〕(67)」と言う世界。權威ある執務基準が厳然と存在しながらも、清代中国の秩序は、実はこのような世界観を持つ人々により担われていた。彼らにとつて必要の覆審制で処理することは、地域に安寧をもたらす方法の一つではあつただろうが、それが唯一の方法ではなかつた。必要の覆審制では地域の安寧が実現できない場合、皇帝は自ら与えた執務基準を破ることを官僚に求めたし、官僚も自己の見識に基づき必要だと判断すれば皇帝から与えられた執務基準を破つた。そうした対応が必要かどうかについては、皇帝は官僚に対して見識に基づく柔軟で妥当な判断をするように求め、官僚もまた「公庭で杖斃して民衆とともにこれを除」くところのように、官僚の独り善がりの判断としてではなく、民衆の渴望を叶えるような対応をとるべきとされた。杖斃とは、このような論理構造の中で、官僚が案件を自己の限りで処理すべきと判断したとき、そこに用意されていた処理方法の一つであつた。

おわりに

雍正期および乾隆期の奏摺を見る限り、乾隆二十年代(一七五五―一七六四年)の前半を境にして杖斃の事例が減少していると考えられる(68)。その原因を直接的かつ明確に示す史料は管見の限り見当たらない。

しかし、督撫が漫然と杖斃の奏請を行つていてと考えた乾

隆帝が、時間を理由とした杖斃を否定するとともに、該当する律例が存在する場合はそれへの準拠を命じている乾隆二十一年(一七五六)年の諭旨と(69)、逆倫の事案について必要の覆審制による処理と杖斃の両方を否定した上で、律例で定められた凌遲処死を迅速に行うために王命旗牌や令箭を用いるという方法を定めた乾隆二十六(一七六一)年の諭旨は(70)、同時期のものとして注目に値する。

これらの諭旨からは、律例への準拠の重視とその裏返しとしての杖斃の忌避という乾隆帝の態度が窺える。しかし杖斃は、本稿で考察したように、必要の覆審制の欠を補うことにより実質的な秩序維持の機能を担っており、そのような機能を無視することもできない。そこで、後者の諭旨に表れているように、律例の規定を重視しつつも、現実的な要請に対応する新たな方法を生み出すこととなつた。例えば、後者の逆倫事件に王命旗牌や令箭を用いる方法は、乾隆中期以降、恭請王命という特定の方法に取斂されていくし(71)、それ以外でも、監候を立決と同様に処理する請旨即行正法が乾隆中期以降現れる。また、道光末年以降には就地正法も登場する(72)。これらの方法は共に清代後半には条例などに規定されるが(73)、他方で、そうした規定に依拠することなく督撫の判断で用い、皇帝がそれを否定していない事例も数多い。そこには恐らく、杖斃に対する雍正帝の見解の如く、その判断を督撫の見識に委ねることによつて実質的な秩序維持を図るうとする構図が存在するのではないだろうか。そして、そのような構図を示すことができれば、従来、死刑案件処理の例外とし

で位置付けられていた方法に積極的な価値を見出すことができるであろうし、またこうした一連の作業を通じて、清代刑事裁判制度の全体を再検討して新たな秩序像を構築することもできよう。そのためには、まずは恭請王命や請旨即行正法、就地正法などを個別具体的に検討することから始めなければならないが、これらは今後の課題としたい。

注

- (1) 前者は刑律断獄「故禁故勘平人」律の律文「若(官吏懷挾私仇)故勘平人者：因而致死者、斬(監候)が該当し、後者は刑律断獄「決罰不如法」律の律文「凡官司決人不如法(如応笞而用杖)者：因而致死者杖一百、(当該官吏)均徵埋葬銀一十兩(給付死者之家)が該当する。
- (2) 刑律断獄「決罰不如法」律の律文「若(官司決罰人、監臨責打人)於人臀腿受刑去處、依法決打、遯遁致死、及(決打之後)自尽者、各勿論」が該当する。ただ、この律文に該当する場合でも、民を「杖斃」したことにより何らかの処分が下されたこともある(浙江巡撫覺羅琅玕奏明查審臬唐文昭決責致死糧戶辦理緣由摺)『宮中檔乾隆朝奏摺』(國立故宮博物院、一九八二—一九八八年。以下「乾奏」と省略)七十一輯一八六頁、乾隆五十四年二月六日)及び「乾隆朝上諭檔」[檔案出版社、一九九一年。以下「上諭」と省略]十四冊一八三三(乾隆五十四年二月二十四日)を参照。
- (3) 死刑は、判決後に即時執行する「立決」と、年一回の再審査(朝審・秋審)で当該年度に執行するか否かを判断する「監候」に分かれる。
- (4) 「廣東總督鄂彌達等奏明瑤人性情迥殊因俗立法並請設專司化導摺」(雍正朝漢文硃批奏摺彙編)「江蘇古籍出版社、一九八六年。以下「雍奏」と省略」二十四冊六二七、雍正十一年七月一日)。
- (5) 乾隆四十二年以降は人命徒刑も含まれる(光緒「大清會典事例」卷八四五、乾隆四十二年条例)。
- (6) 乾隆三十四年の徒刑案件を一例として挙げると、一、県が「審擬」し、二、府の「覆審」と按察使の「覆查」を経て、三、督撫の「核奪」を請求しており、それぞれの段階で異なる手続用語が用いられている(湖南省例成案)「刑律賊盜卷六、恐嚇取財」(少莊悪巧横索滋擾嚴行究逐)。二の「覆審」と「覆查」の違いは、犯罪者を直接尋問するか書面審理かに由来すると考えられる。
- (7) 「必要的覆審制」に関しては、滋賀秀三「清代中国の法と裁判」(創文社、一九八四年)二十三頁以下を参照。なお、拙稿「詳結——清代中期における軽度命盜案件処理」(『法学』六十三巻四号、一九九九年)では、通説との差異を強調するために「上申制」という別な語を用いたが、滋賀氏より、「覆審」の語を遞詳方式に限定して用いることは不正確との御指摘を頂いた(詳細は、拙稿に対する滋賀氏の書評『法制史研究』五十

号、二〇〇〇年」を参照)。本稿では、前稿における著者自身の誤解を改める意味を込め、「上申制」ではなく「必要的覆審制」を用いることにする。

(8) 唐く宋の「杖殺(杖打することによる死刑)」については、川村康氏の一連の論考がある(川村康「建中三年重杖処死法考」『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年)、同「唐五代杖殺考」『東洋文化研究所紀要』一一七冊、一九九二年)、同「宋代杖殺考」『東洋文化研究所紀要』一二〇冊、一九九三年)。氏によると、杖殺は、唐代前半には不正規の死刑または結果的な死刑に過ぎなかったが、絞・斬という法定刑を重杖処死という執行刑に読み替える重杖処死法が出された唐建中三年前後から、法定刑としても詔勅類に規定されるようになり、五代末までに法定刑としても執行刑としても定着した。宋代になると、法定刑としては北宋中期に原則としてその地位を絞に譲ったが、執行刑としては重杖処死法による読み替えにより南宋末まで存続した。

以上のように、唐く宋の杖殺は、一定の期間、正規の死刑として位置づけられていた。しかし清代の杖斃は、以下に明らかにするように、必要的覆審制の枠外に存在するものであり、その意味で、基本的には正規の死刑と位置づけられることはなかった。

(9) 「署浙江總督性桂等奏報將持刀傷母之海寧県民趙聖立斃杖下摺」(『雍奏』十五冊一八五、雍正七年五月二日)。

(10) 子や孫が瘋病により祖父母・父母に傷害を与えた場合について、中村茂夫『清代刑法研究』(東京大学出版会、一九七三年)第三章「精神病者の刑事責任」によると、判例集に見られる事例では、その犯情に応じて科された刑罰に、斬監候・斬立決(恭請王命を含む)の違いがあった。また、氏が史料として示す『統增刑案匯覽』卷一一、毆祖父母父母条「河南司查、律裁子毆父者斬云々、道光十五十六等年說帖」には「如子因瘋毆父、傷經平復、應按律擬以斬決。臣部仍將可原情節於疏内声明具題、奉旨飭下九卿核擬改為斬候」とあり、実際に減等する可能性があつても、督撫の段階では刑律闕毆「毆祖父母父母」律の律文「凡子孫毆祖父母父母：者、皆斬」により斬立決と擬罪することが求められていた。

(11) 「浙江總督李衛等奏報審明陳涓浜等造作匿名榜帖情由應否杖斃示衆請旨遵行摺」(『雍奏』十八冊二五一、雍正八年三月二十九日)。

(12) 例えば雍正帝は「向來督撫提鎮陳奏本章、例有副本、投遞通政使司、又有揭帖、知會閱涉之各部院。往往緊要之事、未達朕前、而先已傳播於衆口(光緒『大清會典事例』卷一〇一七、雍正五年上諭)」と述べる。注(26)所掲の各論文を参照。

(13) 「署閩浙總督宜兆熊奏報審訊廈門不法之徒郭興等人情形摺」(『雍奏』六冊二五一、雍正三年十月二十四日)、「福建巡撫毛文銓奏報緝獲漳浦県不法之徒情形摺」(『雍

奏』六冊二六二、雍正三年十月二十五日)。

- (14) 「福建巡撫毛文銓奏報審辦漳浦梟林昂等欲圍進城搶劫一案情形摺」(『雍奏』八冊四〇四、雍正四年十一月二十八日)。

- (15) 強盜未遂であれば、刑律賊盜「強盜」律の小註の規定「其造意不行、又不分贓者、杖一百流三千里」に該当することになるが、『大清律例通考』の「強盜」律附載の按語には「此条係仍原律、其小注悉係順治初年律内集入。惟注内『雖不分贓亦坐』句下増注、係乾隆五年館修。以強盜共謀不行又不分贓、及造意不行又不分贓者、律俱無明文、是以向來辦理、俱照窩主律内『造意不行又不分贓者、杖一百流三千里』、夥盜『不行又不分贓者、杖一百』科斷。但有成案而無例款、殊屬遺漏、因増入以便引用」とあるように、「造意不行又不分贓」は「盜賊窩主」律に比附して杖一百流三千里と擬罪することが成案となっていた。

- (16) 『硃批諭旨』五十六冊、鄂彌達奏(雍正九年二月十日)。この奏摺は、『雍奏』には掲載されていない。

- (17) 刑律賊盜「恐嚇取財」律、条例「凡惡棍設法索詐官民、或張貼揭帖、或捏告各衙門、或勒寫借約嚇詐取財、或因鬪毆糾衆繫頸、誑言欠債、逼寫文券、或因詐財不遂、竟行毆斃、此等实在光棍事發者、不分會否得財、為首者斬立決」。

- (18) 以上の硃批及び対応は「廣東巡撫鄂彌達奏報杖斃地方惡棍蘇阿武等人情由摺」(『雍奏』二十一冊八十、雍

正九年八月二十四日)に拠る。注(16)所掲の『硃批諭旨』に付された硃批は「訪拏豪惡最尤者、懲一警百、固屬善舉。但一經審明即提至市曹杖斃示衆之論、當極加詳慎。恐該有司未必尽屬公明。其中尙有錯誤或致冤抑、所閱豈淺鮮哉」で、語句が多少増えるものの、硃批全体の主旨は変わらない。

- (19) 「兩広総督鄂彌達奏報審辦平案僮民廖老犬及寧明州惡棍麻日斗等糾衆搶奪案情摺」(『雍奏』二十九冊二〇七、雍正十三年九月十八日)。

- (20) 雍正帝の死の直後のため、硃批ではなく墨批が使われている。

- (21) 『世宗実録』卷一〇六、雍正九年五月戊子などを参照。
(22) 「強盜殺人：不分會否得財、俱照得財律斬。隨即奏請審決梟示」。

- (23) 本稿では、督撫から見た、省中央(史料用語では「督撫司道」)を構成しない(省都に駐在して省全体の特定業務を担当する者を除く)道台以下の官僚の総称として「下僚」を用いる。

- (24) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』一冊、五十七「福建提督梁胤奏報漳州有人煽聚奪食已杖斃為首者摺」(康熙四十二年五月二十一日)。

- (25) 「順天巡撫宋椿揭報杖斃飯官緣由以質公論」(『明清檔案』A二一一七〇、順治二年四月十二日)。

- (26) 主要なものを挙げれば、宮崎市定「雍正帝——中国の独裁君主——」(岩波新書、一九五〇年)。「のち」宮

- 崎市定全集』十四卷、岩波書店、一九九一年に収録。
以下の同氏論文も同じ）、同「雍正疎跋批諭旨解題——その史料的价值——」（『東洋史研究』十五卷四号、一九五七年）、同「清朝における国語問題の一面」（『東方史論叢』第一、一九四七年）、莊吉發「清代奏摺制度」（国立故宫博物院、一九七九年）、鞠德源「清代題奏文書制度」（『清史論叢』第三輯、一九八二年）、Sias H. L. Wu, *Communication and Imperial Control in China*, Harvard University Press, 1970 など。
- (27) 「福建総督高其倬等奏報嚴懲搶劫奸匪摺」（『雍奏』九冊三十八、雍正五年二月十日）。
- (28) 「江南江寧布政使李蘭奏陳宿州等處採花大刀諸會忘行不法請密諭督撫嚴行處治摺」（『雍奏』二十七冊四〇五、雍正十二年十二月）。
- (29) 「江南総督趙弘恩奏報委江寧布政使李蘭研訊南陵縣三乘會一案首要各犯等二事摺」（『雍奏』二十七冊五七二、雍正十三年二月十五日）に、この諭旨が掲載されている。
- (30) 「江南総督趙弘恩等奏報寿州五岳會及穎州羅漢會審明治罪緣由摺」（『雍奏』二十八冊一八九、雍正十三年閏四月十日）、「江南総督趙弘恩等奏報已將擡天三乘二會要犯審明治罪及各會完給緣由摺」（『雍奏』二十八冊三二七、雍正十三年五月十二日）。
- (31) 「兩江総督高晋奏為拏獲淫僧審擬具奏摺」（『乾奏』二十九輯三七四頁、乾隆三十三年一月十八日）。
- (32) 条例は「其僧道姦有夫之婦及刁姦者、照律加二等、分別杖徒治罪」であり、刑律犯姦「犯姦」律の「凡和姦……有夫者、杖九十」に二等を加えて杖六十徒一年となる。ただ、犯罪行為が「刁姦」であった場合は、同律の「刁姦者……杖一百」に二等を加え、杖七十徒一年半となる。
- (33) 「凡僧道軍民人等、於各寺觀神廟刁姦婦女、因而引誘逃走或誑騙財物者、問各杖一百、姦夫發三千里充軍、財物照追給主」。
- (34) 犯罪行為に適合する律例が存在しない場合や、律例で定める刑罰では犯罪行為と量刑の均衡を失する場合、量刑の客観的基準として類似の律を適用、またはそれを基準に加等減等して擬罪すること。前掲、中村「清代刑法研究」第二章「比附の機能」参照。
- (35) 例えば、奏摺の最後に「勅部核覆施行」とあるが、これは必要的覆審制で上奏する奏摺の定型句である。
- (36) 「上諭」乾隆三十三年一月二十九日（五冊八〇九）。
- (37) 注（4）所掲史料参照。
- (38) 強盜をして財を得た場合には首従を問わずすべて斬にする（凡強盜已行；但得財者、不分首従皆斬）という刑律賊盜「強盜」律の規定を緩和して、強盜犯を「法所難宥」と「情有可原」に分けて前者のみ死刑にして後者を發遣すべしという雍正五年議准の定例（光緒「大清會典事例」卷七八五、雍正五年歷年事例）が存在するため。
- (39) 「閩浙総督喀爾吉善奏報查辦強買米糧案及民情安帖情

形摺」(『乾奏』二輯六三〇頁、乾隆十七年四月九日)。

- (40) 『中復堂全集』附録年譜、嘉慶二十二年の項には「冬調龍溪知県。：更選民年二十以上四十以下壯勇者養之、擊捕盜賊、手擒巨惡數人、訊実罪状、臚榜郭門、使万人環觀而斃之、遠近股栗」とある。

- (41) 『識小録』卷七、「董文恪公」。

- (42) 「浙江總督李衛奏請嚴懲桐鄉縣縱火搶劫兇徒朱三寶等暨松江塩梟沈氏摺」(『雍奏』十二冊二四〇、雍正六年四月二十一日)。

- (43) この箇所は、雍正帝は「有意放火、未必律止於斬候也。記得另有重律」という硃批を付している。實際に律例を見てみると、刑律雜犯「放火故燒人房屋」律では斬監候となるが、放火や燒人房屋については刑律賊盜「強盜」律の条例でも言及があり、それによると斬立決梟示になるため、浙江總督の見解は雍正帝の言う通り正しいとは言えない。

- (44) 『雍奏』所掲の硃批は「如果情実、外結杖斃則可、若行正法斬決、便不得下方。將浙省放火惡習、引律處分、不足以懲惡習、題請斬決亦可也」であるが、「便不得下方」という部分の意味が不明瞭なため、ここでは便宜的に『硃批諭旨』四十一冊、李衛奏(雍正六年四月二十一日)所掲の硃批を用いる。

- (45) 「浙江總督李衛奏報与杭州將軍鄂密達不和情由摺」(『雍奏』十二冊三四七、雍正六年五月九日)。

- (46) 以下「関与」という語は、案件処理過程で必要不可

欠の手続を行う場合に限定して用い、必ずしも必要でない手続を行う場合を除外する。

- (47) 以上に述べる内結と外結については、前掲、滋賀「清代中国の法と裁判」二十四頁を参照。

- (48) 前掲拙稿参照。

- (49) 詳細は、張偉仁「清代司法程序概述之一——失盜案件の初歩処理及疎防文武の參劾」(中央研究院歷史語言研究所專刊之七十六「清代法制研究」輯一冊一、一九八三年)を参照。

- (50) 光緒「大清會典事例」卷二二六、「謹盜」順治初年定。

- (51) 「湖南巡撫布蘭泰奏秉公辦理虧空錢糧命盜案件等事摺」(『雍奏』七冊一四〇、雍正四年四月二十六日)。

- (52) 注(36)所掲史料参照。

- (53) 「閩浙總督喀爾吉善奏報漳郡拏獲誣首不軌奸民並提省審辦緣由摺」(『乾奏』九輯三八二頁、乾隆十九年八月十八日)所掲の広西での事件に対する皇帝の諭旨。

- (54) 前掲拙稿参照。

- (55) 前掲拙稿で提示した幾つかの史料も、死刑案件の場合が督撫にまで解審されていたことを裏付けるものであるが、詳細については、準備中の別稿で検討する予定である。

- (56) 『福惠全書』卷十三、刑名部「監禁」。

- (57) 前掲、滋賀「清代中国の法と裁判」七十七頁。

- (58) 広く皇帝が官僚に課した行為規範全般の意味であり、必要的覆審制もまたその中に含まれる。この語も滋賀

氏より借りた（同前、七十九頁）。

(59) 「凡（有司）牧民之官、（平日）失於撫字、（又）非法行事（使之不堪）、激變良民、因而聚衆反叛、失陷城池者、斬（監候）。ただ、清代においては、律本文よりも、聚衆という点に着目してこの律に付された、逆に民衆の側の処罰を定める条例の方が多用された（安野省三「杜甲の身辺——清代、地方官の一断面——」、『中嶋敏先生古稀記念論集（下巻）』、汲古書院、一九八一年）。

(60) 安野同前論文でも言及する『大清律例按語』巻一四、「激変良民」律附載の按語に、「律内、言非法、言良民。則有司依法行事、雖有過差而奸民倡亂・生交者、不用此律」とあるように、この律文を適用する場合、官僚の行為が「依法」、すなわち執務基準に則っているかどうかが重要な要素になっていた。

(61) 本稿で言及する姚瑩の場合、「漳人苦門久矣。兇狼之徒、歲嘗殺人数百如兒戲、官軍莫可如何、吏捕率不得正兇。今幸擒之、若逐案伝質按問、則係累必数百人、非除暴安良本意。且漳州距省六百里、審転招解経時、即依律治之、兇民無由知儆。今朝捕而夕誅之、万民環堵。所謂『刑乱国、用重典』耳（『識小録』巻七、「董文恪公）」と述べ、これが総督に受け入れられた。

(62) 例えば、乾隆四十六年に起きた、広西の修仁県で知県に父親の覃必俊が杖斃されたとして覃老貴が両広総督へ申訴しようとしたが、衙門が封鎖中であつたため

に衙役に遮られ衙前で自殺した事件では、乾隆帝は、両広総督寬羅巴延三に対して「此事巴延三、視為尋常案件、僅委广西按察使、転飭平樂府知府查辦、仍不免迴護瞻徇之弊。殊屬非是」と述べてその対応を批判した。また、広西巡撫姚成烈が親勘して「是覃必俊之監斃、已無可訴之冤、覃老貴之自戕、更為自作之孽」と結論付けて、「既已檢審明確、均請毋庸置議」と皇帝に求めたことに対して、乾隆帝は、「若果如此、則覃老貴尚欲以此挾制、又何肯竟自戕其命」と自殺したという事実のみを重視し、「此案姚成烈、竟偏聽屬員庇護之詞、不足以成信讞」とその審理内容を信用できないとして、「著即將修仁県知県台森布解任、派委委員、提同案内一切応質犯証、迅速解京交部審訊」と知県を解任して関係者全員を北京に送るよう命じた。

この事件の關係奏摺は、両広総督寬羅巴延三奏報查辦獮民覃老貴呈控案事」（『乾奏』四十八輯八五六頁、乾隆四十六年九月十九日）、「広西巡撫姚成烈奏報審辦修仁県覃老貴捏控其父在獄自戕案事」（『乾奏』四十九輯三二一頁、乾隆四十六年十月十四日）、「広西巡撫姚成烈奏報查辦广西獮人覃老貴赴轅呈控自刎案事」（『乾奏』四十九輯四三三頁、乾隆四十六年十一月三日）、「广西巡撫姚成烈奏為遵旨委員提解覃必俊一案応質犯証赴部候審摺」（『乾奏』五十輯七十頁、乾隆四十六年十二月二日）。關係論旨は、『上諭』乾隆四十六年十月二十日（十冊三二二九）、乾隆四十六年十一月十五日（十冊

二三七四)、乾隆四十六年十一月十七日(十冊二三八)。

(63) 注(1)所掲の「故禁故勘平人」律。

(64) 例えば、「陝甘總督楊昞据奏為遵旨審辦鳳翔縣知縣李莊杖斃舖戶情形摺」(『乾奏』十八輯八〇五頁、乾隆二十八年八月二十九日)。

(65) 『清史稿』卷三八四、姚瑩伝。

(66) 『鹿洲公案』上、「邪教惑民」。

(67) 『問俗録』卷四、詔安県「朝珠」(『蠶測滙鈔・問俗録』[書目文獻出版社、一九八三年]九十頁)。

(68) どこまでを杖斃の一案件として数えるかの判断が難しいため、あくまで参考程度に過ぎないが、著者が数えた限り、『雍奏』には二十九件、実質的に五年分の奏摺しか存在しない乾隆二十一年以前の『乾奏』には十件の杖斃案件が存在するが、乾隆二十二年以降の『乾奏』には僅か二件しか存在しない。

(69) 『上諭』乾隆二十一年四月二十五日(二冊三六四〇)。

(70) 『上諭』乾隆二十六年四月五日(三冊一七二八)。これは『会典事例』にも収録されている(光緒『大清会典事例』卷八〇〇、乾隆二十六年歷年事例)。

(71) 恭請王命とは、督撫が審擬した後に即刻死刑にして、同時に至急上奏して事後報告することを用いる(前掲、滋賀『清代中国の法と裁判』二十五頁などを参照)。逆倫は嘉慶十八年の条例で恭請王命と定められる(光緒『大清会典事例』卷八四五、嘉慶十八年条例)。またこれ以外にも、乾隆末年以降、恭請王命の適用を定めた

条例が幾つか制定される(滋賀、同前四十三頁注(71)を参照)。

(72) 就地正法とは、地方官が文書によって督撫に上申し、督撫の裁可を経て現地で死刑し、督撫はその旨を上奏して事後報告することを用いる(滋賀、同前二十六頁などを参照)。

(73) 恭請王命は注(71)参照。請旨即行正法は、例えば刑律人命「謀殺祖父母父母」律、条例(光緒『大清会典事例』卷八〇〇、嘉慶六年条例)。就地正法は、例えば刑律闕段「闕段」律、条例(光緒『大清会典事例』卷八〇七、咸豐九年条例)。

〔付記〕本稿は、法制史学会第四十九回研究大会(二〇〇一年十月十三日於広島大学)での口頭発表の一部を加筆・訂正したものである。